

第三次地域管理経営計画書

(留萌森林計画区)

計画期間

自 平成19年4月 1日
至 平成24年3月31日

策定年月日：平成19年3月29日

北海道森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にするなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

今後は、引き続き財政の健全化と適正かつ効率的な管理経営に向けた取組を進める中で、これまで築いた基礎の上に立って、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなどの面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進していくこととする。

特に、地球温暖化防止のための京都議定書が平成17年2月に発効し、それを受けて「京都議定書目標達成計画」が同年4月に閣議決定されたところである。北海道森林管理局としては、同計画の目標達成のため、「森林吸収源対策」として位置づけられた、①健全な森林の整備、②保安林等の適切な管理・保全等の推進、③国民参加の森林づくり等の推進、④木材及び木質バイオマス利用の推進の施策について、着実かつ総合的に推進し、地球温暖化防止へ貢献していくこととする。

本計画は、第二次計画（平成14年4月1日～平成19年3月31日）の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、北海道森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、同法第4条の規定に基づく全国レベルの管理経営基本計画に即し、森林法で定める国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の留萌森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めた第三次計画である。

留萌森林計画区における今後の管理経営は、関係行政機関と連携を図りつつ、地域の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	· · · · 1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	· · · · 3
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	· · · · 6
(4) 主要事業の実施に関する事項	· · · · 6
(5) その他必要な事項	· · · · 7
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	
(1) 巡視に関する事項	· · · · 8
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	· · · · 8
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	· · · · 9
(4) その他必要な事項	· · · · 9
3 林産物の供給に関する事項	
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	· · · · 9
(2) その他必要な事項	· · · · 10
4 国有林野の活用に関する事項	
(1) 国有林野の活用の推進方針	· · · · 10
(2) 国有林野の活用の具体的手法	· · · · 10
(3) その他必要な事項	· · · · 10
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	
(1) 国民参加の森林に関する事項	· · · · 10
(2) 分収林に関する事項	· · · · 11
(3) その他必要な事項	· · · · 11
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	· · · · 12
(2) 地域の振興に関する事項	· · · · 12
(3) その他必要な事項	· · · · 12

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ア 森林計画区の概要

本森林計画区（以下「計画区」という。）は、北海道の北西部に位置し、全国森林計画で定める天塩川広域流域のうち留萌支庁管内の1市7町1村で構成されている。

その流域面積は、402千haで全道面積の5%に当たり、北部は宗谷、南部は石狩空知、東部は上川北部森林計画区に接し、西部は日本海に面しており、南北15kmにも及ぶ細長い地域となっている。

流域面積 (千ha)	森林面積 (千ha)		森林率 (%)	国有林野率 (%)
	国有林野	その他の森林		
402	327	198	129	81
				61

注：四捨五入の関係で、計は必ずしも一致しない（以下の表についても同じ）。

対象とする国有林野面積は19万8千haで、南北に帯状で分布しており、森林の8割はミズナラ・トドマツ等の混交する天然林で占められ、2割は昭和30年代以降に造成されたトドマツを主とする人工林となっている。

また、優れた自然環境に恵まれており、利尻礼文サロベツ国立公園、暑寒別天売焼尻国定公園等に指定されていることから、自然環境の保全等に対する要望が高い。

本計画区は、農業、漁業の盛んな地域であり、適切な森林の整備が農地や沿岸環境の保全につながるとともに、多くの市町村が国有林に水源を依存していることから、良質な水資源の安定供給のため、水源かん養機能の発揮が重要となっている。

なお、これらの地域に所在する森林は、それ自体が炭素の貯蔵庫であり、適切な森林の整備及び保全これらを通じて供給される木材の有効利用を図ることが二酸化炭素の吸収・固定を促進して、地球温暖化防止に貢献することを十分理解とともに、普及啓発に積極的に取り組む必要がある。

イ 管理経営の基本的考え方

本計画では、森林の有する公益的機能の発揮への期待が高まり、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の観点から、地球的規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、森林に対する国民の要請が多様化してきている。こうした国民の要請と期待の下で、本計画区の課題等を踏まえ、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、以下の基本方針により「国民の森林」として管理経営を行っていくこととする。

第一に、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進し、国民の要請に適切

に対応するため、国有林野をその重点的に發揮させるべき機能によって類型化し、これに応じた適切な森林施業及び森林管理を実施するとともに、施業方法に応じた林道網の計画的な整備や民有林治山事業等との連携の下での治山事業の計画的な推進に努めること

第二に、流域を単位として民有林と国有林が連携し、森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業体の育成等について民有林関係者等と連携し、国有林野の管理経営に努めること

第三に、国民共通の財産である国有林野を「国民の森林」と位置づけ、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた森林インストラクター等の人材を活用し、また、学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、下流域の住民等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなどに努めること

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、個々の国有林野を重点的に發揮させるべき機能によって、「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の3つに類型区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行うこととする。

国有林野の機能類型区分

機能類型	機能類型の考え方	管理経営の基本的考え方
水土保全林	土砂の流出・崩壊の防備等の国土保全、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林	樹根や表土の保全、下層植生の発達が期待される育成複層林施業、長伐期施業等の推進
森林と人との共生林	原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林	野生生物の生息・生育する森林の保護・整備、森林浴や自然観察等の保健・文化・教育的な活動の場の整備、自然景観の維持等
資源の循環利用林	木材等の森林で生産される産物の持続的な生産及び農業、鉱業等の産業活動の場の提供に係る機能を重視する森林	森林の健全性を確保し、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐の推進

施業：植栽、保育・間伐、伐採・搬出等の森林内における一連の作業

育成複層林施業：林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業

長伐期施業：通常の伐期齢（たとえばカラマツの場合35年程度）の2倍に相当する林齢で主伐を行う施業

(ア) 水土保全林

山地災害防止機能、水源かん養機能の發揮等水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るために、適切な間伐の実施や育成複層林施業等の推進を図るほか、機能の維持増進に必要な造林、保育及び治山施設等の整備を計画的に実施する。

(イ) 森林と人との共生林

自然度の高い豊かな植物群落や学術的に重要な森林等豊かな生態系を有する森

林を保護林に指定し、これらの森林を目的に応じて適切に保全・管理するとともに、登山・ハイキング、自然観察等の教育の場としての利用等保健文化機能や生活環境保全機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成及び必要な施設の整備に努める。

(4) 資源の循環利用林

公益的機能の維持増進に配慮しつつ、間伐等による木材資源の充実や土石等の適切な供給に努める。

ウ 地域区分

本計画区は、幌延町から羽幌町に至る北部地域（留萌北部森林管理署管内）と苦前町から増毛町に至る南部地域（留萌南部森林管理署管内）に大別され、2地域ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

(1) 北部地域（留萌北部森林管理署管内）

この地域は、ピッシリ山（1,032m）を最高峰とし、天塩川、遠別川、羽幌川等の集水域となっている低山性の緩やかな山地で、ミズナラ・イタヤカエデ・ヤチダモ・カンバ類・トドマツ等が混交する天然林とトドマツ等の人工林で構成されている。

河川の上流部を占める国有林野は、下流域の市町村の水源になっているとともに、農地や沿岸環境の保全に配慮する必要があり、水源かん養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されていることから、水土保全林に区分し管理経営を行う。

また、海岸部には防風保安林があり、風害等による環境の悪化を防備する機能の発揮が期待されていることから、水土保全林に区分し管理経営を行う。

さらに、ラムサール条約登録湿地であるサロベツ湿原の西部に位置する海岸砂浜林については、特異な森林生態系を有しており、貴重な自然環境の保全を図ることが期待されていることから、森林と人との共生林に区分し管理経営を行う。

(2) 南部地域（留萌南部森林管理署管内）

この地域は、暑寒別岳（1,491m）を最高峰とし、留萌川・小平蘂川・古丹別川等の集水域となっている山地で、ミズナラ・シナノキ・カンバ類・トドマツ等が混交する天然林とトドマツ等の人工林で構成されている。

河川上流部を占める国有林野は、下流域の市町村の水源になっているとともに、農地や沿岸環境の保全に配慮する必要があり、水源かん養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されていることから、水土保全林に区分し管理経営を行う。

また、暑寒別岳を中心とする地域は、豊富な高山植物や優れた山岳景観を有しているため国定公園に指定されており、優れた自然環境の保全を図ることが期待されていることから、森林と人との共生林に区分し管理経営を行う。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

本計画区の国有林野を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて以下のとおり管理経営を行う

こととする。

(単位 : h a)

国有林野面積	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
197, 792 (100)	180, 501 (91)	14, 540 (7)	2, 751 (1)

注 : () 書きは構成比 (%)

ア 水土保全林における管理経営の指針その他水土保全林に関する事項

水土保全林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに区分して取扱うこととする。

(ア) 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野は、①土砂の流出、崩壊等山地災害の防備、②風害、飛砂等の気象害による環境の悪化防止等の機能の発揮を目的とし、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」のⅢの1の(1)により取扱う。

(イ) 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野は、渴水緩和や水質保全等水源かん養のために針葉樹と広葉樹が混交するよう天然稚幼樹の導入・育成に努め、また、常に落葉層を保持し下層植生の発達が良好な森林となるよう、適切な管理経営を行う。

また、浸透・保水能力の高い森林土壤の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう森林の管理経営を行うものとする。

具体的には別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」1のⅢの1の(2)により取扱う。

水土保全林の面積

(単位 : h a)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	79, 510	100, 991	180, 501

イ 森林と人との共生林における管理経営の指針その他森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに区分して取扱うこととする。

(ア) 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野は、原則として自然の推移に委ねることとし、野生生物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行う。

また、現状の登山道等のうち、利用状況から周辺の植生に影響を及ぼすおそれのある箇所等については、修理等を行い適切な利用を促進する。

さらに、自然維持タイプの森林のうち、原生的な森林生態系からなる森林や学術的に貴重な森林、貴重な野生生物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等を保護林、緑の回廊として設定し、設定目的に応じた適切な管理経営を行うものとする。

具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」のⅢの2の(1)により取扱う。

(4) 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野は、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じ適切に管理を行うこととし、具体的には景観の向上を考慮した保育や間伐等森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

さらに、森林空間利用タイプのうち、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行なうことが適當と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定し、魅力あるフィールドとして、その整備・活用を推進していくため、利用の実態や将来的な展開方向、地域の意見等を踏まえて、選定目的に応じた適切な管理経営を行うものとする。

具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」のⅢの2の(2)により取扱う。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
	うち保護林	うちレク森	うち保護林	うちレク森	
面積	13,081	466	1,458	1	14,540

ウ 資源の循環利用林における管理経営の指針その他資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林については、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、地域の実態に応じ、持続的な木材生産や土石、環境緑化木等の供給を図る管理経営を行うものとする。

具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」のⅢの3により取扱う。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面積	2,188	563	2,751

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

地方公共団体や企業、NPO等との連携による地域の要望を踏まえた「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)(平成16～18年度)の実施等により、流域管理システムの推進に取り組んでおり、本計画区では、

- ① 森林ボランティア団体等が行う森林造成及び植生保護のための活動への協力・支援
 - ② 学校等が行う森林環境教育への協力・支援
 - ③ 民有林と連携した技術検討会等の実施
- 等について積極的に取り組んできたところである。

今後においては、これまでの取組も踏まえ、新たに策定する平成19～21年度のアクションプログラムにおいて、流域管理システムの一層の推進を図る。

【取組事例：森林ボランティア団体等が行う森林造成及び植生保護のための活動への協力・支援】

「北のしじみの森林づくり」

日本海の厳しい風から、市街地、農地を守る防風保安林を次代に引き継ぐため、北のしじみの森林づくりと称して、児童や地域住民の参画による植樹活動や防風保安林の役割の普及啓発活動を展開している。

具体的には、地域の学校、森林組合、農業協同組合、漁業協同組合、ボランティア団体等から構成する検討委員会において、取組内容を決定し、

- ① 防風保安林に親しみを持ってもらうため、防風保安林の名称化と普及看板の設置
 - ② 小学校との連携によるドングリの苗づくり
 - ③ 小学生、ボランティアによる植樹
 - ④ 防風保安林の普及パンフレットの作成及び配布
- を行った。

(4) 主要事業の実施に関する事項

事業の実施に当たっては、全面的に民間に委託して推進することとし、このため国有林野事業として林業事業体に対する計画的な事業の発注等を通じ、その育成・強化を図るものとする。

また、円滑な事業に当たって労働安全衛生の確保は重要であることから、安全衛生管理体制の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理の積極的な推進により、労働災害の未然防止等を図る。

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は、以下のとおりである。

①伐採総量

(単位 : m³、ha)

区分	主 伐	間 伐	計
材 積	23,700	161,988 (4,504)	185,688
面 積			

注 : () は、間伐面積である。

②更新総量

(単位 : ha)

区分	人工造林	天然更新	計
面 積	20	1,807	1,827

③保育総量

(単位 : ha)

区分	下刈	つる切・除伐	計
面 積	20,451	4,154	24,605

④林道の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
	10	31,100	22	10,200

(5) その他必要な事項

ア 森林の有する公益的機能の持続的発揮、特に地球温暖化防止や生物多様性等環境保全に貢献するため、積極的な間伐の推進、複層林化・針広混交林化等を促進するための効果的・効率的な育成複層林施業を推進し、健全で多様な森林の整備及び保全を進める。

また、本計画区では、冬の北西季節風の影響等により、造林木の成長が遅れており、侵入してきた天然広葉樹との混交林化が進んでいる林分が見られるところである。このような林分の取扱いに当たっては、公益的機能発揮の観点から成長の促進を図るため、適切な間伐により針広混交林として健全な森林を造成するとともに、既に広葉樹の割合が高い林分については、広葉樹林への誘導を促進する。

イ 地域の水源となっている集水域の森林については、水源かん養や土砂流出・崩壊防止機能の維持向上を図るために森林整備を推進するとともに、地域と協働で森林整備を進めていく方策を検討していくものとする。

ウ 林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全

管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう機能類型に応じて計画的に整備する。

また、民有林林道等の開設計画との調整を図るとともに、周囲の環境との調和やコストの縮減、継続的に利用する作業道等の整備にも努め、効果的・効率的な整備を推進する。

エ 治山事業については、災害に強い森林づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、周囲の環境との調和やコストの縮減に留意し、民有林治山事業等との連携の下に計画的に推進することとする。

また、本計画区の海岸部には、厳しい風から市街地、農地を守る防風保安林があり、住民の生活環境の確保を図る上で重要な役割を担っている。この防風保安林の取扱いに当たっては、地域との連携・協働による森林整備を積極的に進めるとともに、その役割についての普及啓発を推進していくこととする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

ア 山火事防止等の森林保全巡視

森林内は、レクリエーションを目的に入り込む者が多く、特に、春期は山菜採りのシーズンと乾燥期が重なり、山火事発生の危険が増大する。このため、地域住民及び地元市町村等と連携を密にして、山火事防止の宣伝・啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、その防止に万全を期する。

また、森林巡視に当たっては、野生生物の生息・生育状況、森林病虫害や鳥獣害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況等を把握し、適切な措置を講ずることにより、国有林野の保全管理に努める。

特に、深刻な社会問題である廃棄物の不法投棄に対し、地域との連携による取組を進めることとし、林道入口等への啓発看板の設置や暑寒別岳における清掃登山等積極的な対応に努める。

さらに、地域住民、ボランティア、N P O 等とも連携を図りながら、生物多様性の視点も踏まえつつ、高山植物等の希少種の保護等に努める。

イ 境界の保全管理

国有林野を管理していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標の巡査、境界の巡視及び不明標等の検測を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努める。

(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害及び鳥獣害については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

国有林野には、優れた景観を有する森林や、貴重な野生生物が生息・生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、地域の豊かな環境の保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要になってきている。

こうしたことから、本計画区においては、国有林野事業独自の森林保護制度である保護林を下表のとおり設定し、それぞれの設定目的に応じた適切な保護管理を行うこととする。

具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」Ⅲの2の(1)により取扱う。

特に、サロベツ湿原西部に位置し、特異な砂丘林帯湖沼・湿地群が成立している稚咲内海岸砂丘林植物群落保護林については、関係機関等と連携して生態系の状況把握に努めるとともに、必要に応じ湿地や植生への立入防止対策等の適切な措置を講ずる。

保護林

種類	箇所数	面積(ha)
森林生態系保護地域	一	
森林生物遺伝資源保存林	一	
林木遺伝資源保存林	7	68
植物群落保護林	1	398
特定動物生息地保護林	一	
特定地理等保護林	一	
郷土の森	一	
総数	8	466

(4) その他必要な事項

近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、関係機関等と連携を図り、生息状況、被害動向等について情報収集するとともに、「エゾシカ保護管理計画」(北海道策定)に基づく個体数調整に協力し、被害の防止に努める。また、効果的な防除対策の検討を行う。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

地域における中核的な素材生産や製材等の担い手の育成を図るとともに、間伐材や低質材の需要及び販路の拡大を図る観点から、製材工場や素材生産業者等と協定に基づく長期的・安定的な販売の推進に努めることとする。

また、あわせて事業箇所の取りまとめ等を通じた効率的な素材生産の推進にも努めることとする。

(2) その他必要な事項

環境に対する負荷が少ない素材である木材を、公共施設や公共事業等多様な分野への利用を促進する観点から、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需要について情報交換を進めるなど、積極的な対応に努める。

また、国有林野事業においても、林道、治山工事等において、緑化基礎工、法面保護工等に間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むこととし、あわせて、これらの取組を通じて、林業・木材産業関係者と連携しつつ、地域住民に対する積極的な啓発に努めるものとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に国有林野の活用を推進する。

また、林野・土地のうち、林野については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ、「市町村の森」等地域住民の福祉の向上に寄与する森林や、農林業をはじめとした地域産業の振興に必要な森林等の売払いを推進し、土地については資産の徹底した見直しを行い、事業遂行上不可欠なものを除き、可能な限り売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組むものとする。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路工事等の公共事業地としての活用については、地元自治体等との情報交換を十分行いつつ、貸付、売払いなどの手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

また、不要地、余剰地については、林野・土地売払い情報公開窓口やインターネットを活用して広く情報を公開し、情報の提供と需要探索に努める。

(3) その他必要な事項

道路用地や公共事業用地等への転用に当たっては、あらかじめ事業主体による森林への影響評価の実施など、周辺の豊かな自然環境や森林の持つ公益的機能との調和を図り、土地利用に関する計画等との調整を行った上で、活用の推進を図ることとする。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

地球環境の問題や生物多様性の保全等自然環境の保全に対する関心が高まる中で、「直接森林とふれあい、森林の豊かさを理解しながら、森林づくりに参加したい」などの様々な声に応えるため、フィールドの提供、機材の供与、技術の指導等を行うなど、森林の整備及び保全を目的とした種々のボランティア活動を積極的に支援し、国民による国有林野の積極的な整備・活用を推進する。

ふれあいの森

国民が自主的に参加し、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を支援するため、次のとおり選定することとする。

名 称	面積 (ha)	位置（林小班）
てしお森遊ふれあいの森	1	留萌北部森林管理署 181な
チバベリふれあいの森	1	留萌南部森林管理署 110ま

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

特に、下流住民等による水源林や漁業関係者による「漁民の森」の造成を推進するとともに、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森」の設定を進める。

(3) その他必要な事項

ア 双方向の情報受発信

「国民の森林」として国民に開かれた管理経営を推進するため、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクターの活用も図りながら、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、広報誌の発行、インターネット等各種メディアを活用した幅広い情報の発信を行う。

また、国有林モニターの活用等により、国有林野事業の活動全般について国民の意見を聞くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めるものとする。

イ 森林環境教育の推進

学校等が国有林野で行う体験活動等を実施する「遊々の森」や森林管理署等の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等の取組を推進する。また、その際、教職員やボランティアリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めるものとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理署に設置した環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めるものとする。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等のフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、NPO等による自

主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定等に加えて、森林整備や保全活動の要請に対応したN P O等と森林管理署との協定の締結等、多様な取組を進めるものとする。

特に、本計画区では、森林ボランティア団体が森林整備体験や間伐材を利用した木工品づくり、山菜料理教室などに取り組み、森林の重要性を地域にP Rする活動を行っており、積極的に支援を行う。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

ア 試験研究機関等へのフィールドの提供等により基礎技術の開発に協力するとともに、フィールドを活用した現地研修の実施等を通じて技術開発成果の普及・定着に努めるものとする。

イ 施業指標林・試験地・モデル林等の展示等を通じて技術の普及に努めるとともに、北海道や市町村等の関係行政機関や試験研究機関等と連携しながら、林業技術の開発・改良に努め、さらに、公益的機能を重視した管理経営に対する国民各層の理解が得られるように努めるものとする。

また、高性能林業機械の導入試験やデモンストレーション等に対してフィールドの積極的な提供に取り組むこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであり、地方公共団体等の理解を得ながら進める必要がある。

このため、森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項

ア 北海道民参加のもとに、北海道の森林を次世代に健全に引き継ぐため、森林・林業・木材産業に関する知識の普及・啓発や木材利用の促進、森林ボランティアの支援等の活動を広範に展開している「北の森21運動」の推進に努める。

イ 豊かな海づくりのための漁民の森林づくり活動を推進するため、国有林と北海道の漁業関係者との間での協定の締結等により、地域住民等の幅広い参加を得ながら、国有林野をフィールドに植樹活動等の展開を図ることとする。

別冊（留萌森林計画区）

各機能類型に応じた管理経営の指針

北海道森林管理局

I 基本的な考え方

- 1 国有林野の機能類型に応じた管理経営については、全国森林計画に即して立てられる国有林の地域別の森林計画における森林の整備及び保全の標準的な方法等を基礎として、重点的に發揮させるべき機能発揮の観点から、望ましい森林資源の状態を維持し、又はこれに誘導するため、個々の国有林野における地況及び林況、台風や地震など自然災害による森林関連被害の状況や社会的要請等を踏まえて、伐採や造林の方法、施設の整備の内容を適切に選択するなどにより、きめ細かく実施するものとする。
- 2 管理経営の実施に当たっては、重点的に發揮させるべき機能以外の併存する他の機能に十分配慮することとし、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交する施業を行うなど、必要に応じ、併存する公益的機能の発揮に必要な措置を併せて講じる。

また、生物の多様性の保全、自然再生、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点に留意する。

さらに、日常の管理を通じて森林の状況を把握し、地域の実態に応じた森林の保護管理を適時適切に行う。

II 施業方法の体系

別表「施業方法の体系」による。

III 機能類型ごとの管理経営の指針

国有林野の各機能類型に応じた管理経営は、I の基本的な考え方に基づき、次に掲げる事項に留意して適切に実施するものとする。

1 水土保全林

(1) 國土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全の目的に応じ、次の事項に留意して、保全対象と当該林分の位置的関係、地質や地形等の地況、森林の現況等を踏まえて、管理経営を行う。

- ① 土砂の流出、崩壊等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする林分
根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が林内に入るこ^トによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を目標として、次により管理経営を行う。

ア 施業方法

天然力を活用することによって、的確な更新が図られると認められる林分について、天然生林施業を実施する。

また、天然力を活用しつつ、更新補助作業又は保育、間伐等人為を積極的に加えることによって、山地災害防止機能の維持向上が図られる林分及び現に樹下植栽により複層林型を呈している育成複層林等の林分については、育成複層林施業を実施する。この場合、周辺の母樹の賦存状況等から天然更新が可能な

育成単層林については、択伐等により積極的に広葉樹等の導入・育成を図り針広混交林への誘導に努める。

なお、育成単層林施業は原則として行わない。

イ 伐採・搬出

- (ア) 主伐は、必要に応じ、林分構造の改良を図るべき箇所について、成長の衰退した林木等を対象として行う。ただし、伐採することにより、著しく土砂の流出若しくは崩壊のおそれのある林分又は雪崩若しくは落石による被害を生じるおそれのある林分については、伐採を行わない。
- (イ) 伐採方法は、森林の現状に急激な変化を与えないよう、択伐又は複層伐によることを基本とし、林況、更新樹種の特性等を勘案して、適切に選択する。
- (ウ) 伐採木の搬出に当たっては、地表の攪乱を最小限にとどめるよう留意する。

ウ 更新

主伐箇所のほか、必要に応じ、荒廃山地に対する植栽又は更新補助作業を行う。

エ 保育・間伐

- (ア) 樹種の多様化による根系の充実を図るために、針葉樹林にあっては、広葉樹の導入・育成を図る。
- (イ) 下層木の導入・育成又は林床植生の発達を促すため、やや疎仕立ての密度管理を行う。

オ 施設の整備

- (ア) 市街地、公共施設の保護等に必要な崩壊地、荒廃渓流等の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊防止等を目的とする治山施設の設置等を行う。
- (イ) 路線の選定、法面の保護等に関し、土砂の流出・崩壊等に特に留意しつつ、管理経営の計画的かつ効率的な実施に必要な路網の整備を行う。

カ 保護・管理

巡視に当たっては、特に森林の成長の衰退状況、土砂の崩壊・流出の発生状況等の把握に努める。

② 風害、飛砂、潮害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境の悪化の防備を目的とする林分

樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標として、次により管理経営を行う。

ア 施業方法

人工造林によらなければ的確な森林の維持造成が期待できない林分については、育成単層林施業、複層伐による育成複層林施業によることとする。

天然力を活用しつつ、更新補助作業又は保育、間伐等人為を積極的に加えることによって生活環境の悪化を防止する機能の維持向上が図られる林分については、択伐による育成複層林施業を実施する。

また、天然力を活用することによって、的確な更新が図られると認められる林分については、天然生林施業を実施する。

さらに、気象害防備に有効な幅を有する森林を維持するため、異なる林齢により構成される林木からなる森林の造成に努めることとし、森林の幅が小さい場合は、原則として育成複層林施業を実施する。

イ 伐採

- (ア) 主伐は、下枝が極端に枯れ上がる以前の時期に行うこととし、育成単層林施業については、樹高の高い林分を維持・造成するため、林木の健全性を損なわない範囲において主伐の時期を長期化する。
- (イ) 皆伐を行う場合は、主風方向に対して森林が分断されないよう伐区の形状に配慮する。

ウ 更新

更新樹種は、諸害に強い樹種とする。

エ 保育・間伐

下枝が過度に枯れ上がらず、かつ適度に通風の良い林分を造成するよう密度管理を適切に行う。

オ 施設の整備

必要に応じ、主風方向の前面に植生を保護するための防風工等を実施する。

カ 保護・管理

巡視に当たっては、特に下枝の着生状況、諸害の発生状況等の把握に努める。

(2) 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、団粒構造が良く発達し、かつ、粗孔隙に富む土壤を有し、多様な樹種で構成されるなど根系や下層植生の発達が良好で、諸被害に強い等の森林を目標として、流域としてのまとまりやそれぞれの森林の現況等に応じ、次により施業を行う。

なお、これらの条件を維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮する。

ア 施業の方法

水源かん養機能の発揮のための森林整備を図りつつ、併せて周辺の森林資源の状況等から将来にわたって人為を積極的に加えていくことが適切と判断される育成単層林においては、伐期の長期化を推進する施業を行う。ただし、比較

的傾斜が緩く、地位が良好で下層植生が豊かであるなど小面積に皆伐を行っても表土の流亡のおそれのない林分を除くものとする。

また、人為により複数の樹冠層を構成する森林へ誘導する林分、特定水源の渴水緩和、水質の保全及び景観維持上等の理由から非皆伐状態を維持すべき林分、天然力を活用しつつ更新補助作業、保育、間伐等人為を積極的に加えることによって、水源かん養機能の維持向上が図られる林分については、育成複層林施業を推進する。

周辺の母樹の賦存状況等から天然更新が可能な育成单層林については、択伐等により積極的に広葉樹等の導入・育成を図り針広混交林への誘導に努める。

さらに、天然力を活用することにより、的確に更新が図られると認められる林分については、天然生林施業による。

イ 伐採・搬出

(ア) 伐採方法は、森林の裸地化を極力回避するため、択伐又は複層伐を推進するものとする。

なお、皆伐を行う場合にあっては、伐採面積の縮小、伐採箇所が一つの流域に集中するなど水源かん養機能の発揮に影響を及ぼすことがないようモザイク的な配置に努めるとともに、新生林分の保護、公益的機能の確保のため、尾根、斜面中腹、溪流沿い、林道沿線等を主体として保護樹帯を必要な箇所に設けるものとし、その幅員はおおむね50m以上を基準とするとともに、野生生物が移動するための回廊としての機能を併せ持つ連続した保護樹帯の設置に努める。特に、溪流沿いについては水源かん養機能に配慮し、溪流への土砂の流出を抑えるため、積極的に保護樹帯を設けるものとする。

また、保護樹帯については、その効果を適切に発揮させるため、多様な樹種や複層状態からなる林分を育成することとし、伐採は、健全な立木の生育の助長と被害木等の除去等を目的とし、原則として隣接林分の主伐時又は間伐時に択伐等により行う。ただし、常に水流のある溪流沿いの保護樹帯の伐採及び集材・搬出に当たっては、溪流への立ち入りを制限するなど水質保全に特段の配慮を行う。

さらに、特定水源に近接する箇所の林分の施業については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は、伐採を見合わせる。

(イ) 皆伐を行う場合の一伐採箇所の面積は、おおむね5ha以下とする。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢において主伐を行うこととし、利用価値も考慮する。

(ウ) 択伐を行う林分（保護樹帯を除く）については、水源かん養機能の発揮の観点から、伐採の繰り返し期間を長くし、大径木を一定程度保残するなど、より水源かん養機能の発揮に配慮した林分へ誘導する。

(エ) 伐採木の搬出に当たっては、地表の攪乱を最小限にとどめるよう留意する。

ウ 更新

(ア) 人工林

画一的な更新方法の採用を避け、前生樹の成長の良否、周辺の母樹の賦存状況、稚幼樹の発生、ぼう芽の発生状況等を考慮し、きめ細かく更新方法を選択する。

特に、人工植栽による更新に当たっては、植栽本数の減少や筋状の植栽方法など、将来、針広混交林となることを前提とした手法についても検討を行い、可能な場合については実施に努める。

また、周辺の母樹の賦存状況等から天然更新が可能な育成単層林については、択伐等により積極的に広葉樹等の導入・育成を図り、針広混交林への誘導に努める。

(イ) 天然林

天然下種及びぼう芽によることとし、必要に応じて更新補助作業を表土の保全に留意しつつ実施する。

エ 保育・間伐

(ア) 人工林

- i 下刈は、植栽木の生育のみを主目的とした画一的な方法ではなく、高木性の侵入木は保残し、植栽木の生育に支障のない植生は保全する。
- ii つる切は、植栽木等の生育に支障とならないよう適宜行う。
- iii 除伐は、植栽木以外であっても、公益的機能の発揮及び利用上有用なものは保残・育成し、また、下層植生の維持及び密度管理上必要があれば、樹種の多様性の維持に配慮し本数調整を行う。
- iv 間伐は、林分が閉鎖して林木相互の競争が生じ始めた時期を目安に行うが、照度不足により下層植生に衰退が見られ、表土の保全に支障が生じる場合は時期を早める。

間伐の繰り返し期間は、おおむね10年を目安とし、適正な林分構造の維持に努めることとするが、照度不足により下層植生に衰退が見られる場合は期間を短くする。

間伐率は、下層植生の発達に支障がある場合は、気象害等の防止に留意しつつ、通常より伐採率を強めとする。

間伐の方法については、森林の状況に応じて適切に選択し、表土の保全に留意のうえ、植栽木以外の樹種であっても積極的に保残し、森林の多様化・多段化を図る。

(イ) 天然林

保育、間伐については、人工林の場合に準じて、下層植生の導入・育成を図る観点から、適切に実施する。

オ 施設の整備

(ア) 必要に応じ雨水の浸透を促進する施設等を整備する。

(イ) 路線の選定、法面の保護等に関し、土砂の流出・崩壊等水質に影響を及ぼさないように特に留意しつつ、管理経営の計画的かつ効率的な実施に必要な路線の整備を行う。

カ 保護・管理

巡視に当たっては、特に下層植生の発達状況、土砂の崩壊・流出の発生状況等の把握に努める。

2 森林と人との共生林

(1) 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物や菌類などの生息等に適している森林等を目標として、保護を図るべき森林生態系、野生生物の特性に応じ、次の事項に留意して、保全すべき環境の維持・形成を図るために必要な管理経営（人為を排除した取扱いを含む）を行う。

ア 施業方法

施業方法は、原則として天然生林施業による。

イ 伐採

伐採は、次の場合を除き行わない。

(ア) 保護を図るべき野生生物の生態的特性に応じた生息又は生育環境を造成するために行う伐採

(イ) 遷移の途中相にある林分の現状維持のために行う伐採

(ウ) 学術研究を目的として行う伐採

(エ) 歩道等の軽微な施設又は森林生態系保護地域（保全利用地区）の設定趣旨に反しない範囲で森林レクリエーションの場等として活用を行うのに必要な道路、建物等の施設の予定地上又は当該施設の利用に支障のある木竹の伐採

(オ) 人工林の間伐

(カ) その他被害木の除去など機能維持を図るために必要な伐採

ウ 施設の整備

(ア) 保全すべき環境の悪化をきたさないよう十分に配慮しつつ、必要に応じ、自然環境の保全に必要な管理のための路網の整備を行う。

(イ) 自然の推移に委ねて保存する原生的天然林の周囲の森林等において、必要に応じ、国土の保全の機能を維持するための治山施設の整備等を行う。

(ウ) 保護林については、保護林設定の目的を損なわない範囲において、必要に応じ、自然観察教育のための施設の設置を行う。

エ 保護・管理

巡視に当たっては、特に、貴重な野生生物の生息・生育の状況及びその環境の把握に努める。

また、保護林については、必要に応じてモニタリング、山火事警防等の巡視活動、普及啓発活動を行う。

オ 保護林の取扱い

上記ア～エによるほか、次に掲げる保護林の種類別に取扱うことを基本とする。

(ア) 森林生態系保護地域

- i 保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる。
- ii 保全利用地区の森林については、原則として保存地区と同質の天然林として、木材生産を目的とする森林施業は行わない。
- iii 保全利用地区においては、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場として活用を行うものとし、このために必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができる。

(イ) 森林生物遺伝資源保存林

原則として伐採は行わないこととする。

(ウ) 林木遺伝資源保存林

- i 原則として伐採は行わないが、保存対象樹種の特性及び更新の状況から、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図るため必要な場合は、枯損木及び被害木の除去を中心とした弱度の択伐を行う。
- ii 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案して、必要に応じ更新補助作業を行う。人工下種及び植込みを行う場合は、当該保存林から採取した種苗を用いる。

(エ) 植物群落保護林

- i 極盛相にある植物群落を対象とする場合、原則として人手を加えないこととするが、遷移の途中相にある植物群落を対象とする場合は、必要に応じ、その現状の維持を目的とした伐採を行うことができる。この場合の伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ii 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要かつ効果的であると認められるときは、植込み、下刈、除伐等を行う。

(オ) 特定動物生息地保護林

- i 原則として伐採は行ないが、必要に応じ、保護の対象とする動物の繁殖又は生息に適した環境を造成することを目的とした施業を行うことができる。
- ii 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする動物の繁殖時期を避ける。

(カ) 特定地理等保護林

現状の維持を図る。

(キ) 郷土の森

郷土の森ごとに定める保護・管理及び利用に関する計画に基づき、「郷土の

「森保存協定」に従って、必要な施業（伐採、更新、保育、間伐）を行うこととする。

カ 緑の回廊の取扱い

- (ア) 野生生物の移動や休息・採餌等の緑の回廊としての機能の發揮を図るため、次により維持・整備するものとする。
- i 現況が緑の回廊としての機能の発揮にふさわしい林分内容となっている場合については、適切にその維持を図る。
 - ii i 以外で森林整備の必要がある場合においては、植生の状態に応じて、下層植生の発達や裸地化の抑制を図ることとし、緑の回廊全体として、針葉樹や広葉樹に極端に偏らない樹種構成、林齡、樹冠層等の多様化を図るために森林施業を実施する。
- (イ) 管理に当たっては、貴重な野生生物の保護のための巡視を行うとともに、普及啓発を実施するほか、森林環境教育の場としての活用等を図る。
- (ウ) 施設の整備については、野生生物の生息・生育環境に配慮しつつ、その保護のための観察施設や国土保全上必要な治山施設を整備する。
- (エ) 緑の回廊においては、野生生物の移動実態や森林施業との因果関係等を把握するため、モニタリングに努める。

(2) 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種・林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成している森林、郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林、体験林業の場とする森林等の多様な森林とする。かつ、必要に応じて、保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林等を目標として、それぞれの保健・文化・教育的活動の形態等に応じ、次により管理経営を行う。

ア 施業方法

個々の国有林野の利用の形態、森林の現況等に応じた多様な森林を維持・造成するため、天然生林施業を行うとともに、人工林の有する美的景観を確保する必要がある林分や体験林業の場とする林分などについて育成単層林施業、育成複層林施業を実施するなど、自然観察に適した森林の造成や修景等を行うにふさわしい施業方法を適切に選択する。

イ 伐採

- (ア) 伐採は、快適な利用のための環境又は美的景観の維持・形成を目的として行う。
- (イ) 伐採を行うときは、個々の国有林野の利用の形態にふさわしい森林の造成が図られるよう、樹種特性等を考慮しつつ、その目的に応じた伐採方法、伐採率

等を柔軟に選択して適切に実施する。

ウ 更新

更新に当たっては、必要に応じ、景観の向上に有効な郷土の花木の導入を図る。

エ 施設の整備

- (ア) 路網及び歩道の作設については、風致の維持に配慮しつつ、レクリエーション施設間の連絡、施設としての利用及び必要な管理経営が効率的に行えるように路線を選定する。
- (イ) 施設の設置に当たっては、山地災害の防止、水源のかん養及び自然環境の保全に十分配慮する。

オ 保護・管理

- (ア) 利用者に対する森林・林業に関する知識の普及啓発に努める。
- (イ) 巡視に当たっては、利用の状況、施設の管理状況の把握等に努める。

カ レクリエーションの森の取扱い

レクリエーションの森については、上記ア～オによるほか、次に掲げるレクリエーションの森の種類別に取扱うことを基本とし、それぞれの選定の趣旨にふさわしい管理経営を実施する。

(ア) 自然観察教育林

野生生物の観察や自然探勝を目的とする場合は、対象とする動物や植物群落の生態的特性に十分配慮した管理経営を行う。天然林については、自然観察や学術研究の実施上必要とされる施業及び利用の安全性の確保のための危険木の伐採等を除き、原則として人手を加えないものとし、人工林については、自然観察・教育のため間伐や保育を適切に実施する。

森林施業等のためのモデルとする場合は、育成単層林施業又は育成複層林施業により、施業モデル林として、理解を深められるような林分配置とするよう配慮しつつ、適切に実施する。

(イ) 森林スポーツ林

森林内において快適なスポーツを楽しめることのできる環境を整備することを旨とし、施設の利用形態に応じた施業を行う。この場合は、人工林については育成複層林施業、天然林については天然生林施業を実施する。

(ウ) 野外スポーツ林

森林地域における快適なスポーツ、又は滞在に資することを旨とし、施設の利用形態に応じた施業を行う。この場合、人工林については育成複層林施業、天然林については天然生林施業を実施する。

(エ) 風景林

景観の維持向上に配慮した施業を行うこととし、風致維持上の支障、現況景観を損なうおそれがある場合、立木の処理をする。この場合、人工林について

は育成複層林施業、天然林については育成複層林施業及び天然生林施業を実施する。

(才) 風致探勝林

湖沼、渓谷等との一体的な美的環境の維持等に配慮した施業を行う。この場合、人工林については育成複層林施業、天然林については育成複層林施業及び天然生林施業を実施する。

(カ) 自然休養林

各地域区分ごとに、上記(ア)～(オ)に準じて取扱う。

3 資源の循環利用林

① 資源の循環利用林については、地域の自然的条件、経済的条件を勘案して定めた目的樹種、生産目標に応じた形質の良好な木材を、公益的機能の発揮に配慮しつつ、持続的に生産することとして、次により管理経営を行う。

ア 施業方法

自然的条件、立地条件、周辺林分の生育状況等から見て、育成単層林の造成が確実であり、かつ森林生産力の確保が十分期待される林分（伐期平均成長量がおおむね $5\text{ m}^3/\text{ha}\cdot\text{年}$ 以上）であって、投資の効率性が確保されると見込まれる場合について育成単層林施業を実施し、路網の整備状況等から見て可能な林分については、複層伐による育成複層林施業を推進する。

また、天然力を活用することによって的確な更新が図られ、多様な樹材種の供給が図られる林分については、択伐等による育成複層林施業等を実施する。

なお、分収造林の施業方法については、個々の契約内容によるものとするが、資源の循環利用等の観点から、契約者と協議の上、伐期の長期化等について検討する。

イ 伐採

(ア) 育成単層林施業に係る主伐に当たっては、林分の平均径級が生産目標に応じた径級に達する林分を選定する。ただし、径級の分散の大きい林分については、生産目標とする径級未満の立木の比率やその市場性を考慮した間伐を行うなど効率的な施業を行う。

(イ) 皆伐を行う場合の一伐採箇所の面積は、おおむね 10 ha 以下（保安林又は自然公園第3種特別地域にあっては、おおむね 5 ha 以下）とし、立地条件等を考慮して適正に定める。

ただし、分収造林などの契約に係る林分については、この限りではない。

(ウ) 新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうつ閉した後に行う。

(エ) 皆伐を行う場合にあっては、新生林分の保護、公益的機能の確保のために必要な尾根、斜面中腹、溪流沿い、林道の沿線等を主体として保護樹帯を積極的に設けるものとし、その幅員はおおむね 50 m 以上を基準とするとともに、野生生物が移動するための回廊としての機能を併せ持つ連続した保護樹帯の設置

に努める。

保護樹帯については、その効果を適切に発揮させるため、多様な樹種や複層状態からなる林分を育成することとし、伐採は、健全な立木の生育と老齢木の除去及び設置の目的に支障のない範囲の木材生産を目的とし、原則として隣接の林分の主伐時又は間伐時に択伐等により行う。

(オ) 択伐を行う林分（保護樹帯を除く）については、回帰年、期待蓄積等を定めるとともに、必要に応じて更正期を設け、択伐林型に誘導することにより、生産力の高い林分の造成に努める。

ウ 更新

更新樹種は、自然的条件に加え、地域における経済的条件を勘案し、最も適した樹種を選定する。

なお、拡大造林については、原則として行わない。

エ 保育・間伐

(ア) 人工林

- i 下刈は、植栽木の生育のみを主目的とした画一的な方法でなく、植栽木以外の有用木（将来、木材としての価値成長が期待できる天然木のこと、以下「有用木」という。）は保残し、植栽木及び有用木の生育に支障のない植生は保全する。
- ii つる切は、植栽木及び有用木の成長の支障とならないよう適宜行う。
- iii 除伐は、有用木は保残、育成し、また、密度管理上必要があれば多様性の維持に配慮し本数調整を行う。
- iv 間伐は、林分が閉鎖して林木相互の競争が生じ始めた時期を目安に行う。

間伐の繰り返し期間は、おおむね10年を目安とし、適正な林分構造の維持に努める。

間伐の方法については、林分の状況に応じて適切に選択し、有用木についても積極的に保残し、森林の多様化・多段化を図る。

(イ) 天然林

保育、間伐については、品質の向上を図るとともに、下層植生の導入・育成を図る観点から、適切に実施する。

オ 施設の整備

効率的な管理経営が適切に実施し得るよう、投資の効率性を考慮しつつ、林道及び作業路網を計画的に整備する。

カ 保護・管理

巡回に当たっては、林分の成長の衰退状況の把握に努める。

キ その他

管理経営の実施に当たっては、路網の路線選定及び施工、伐採木の選定、集材の実施等について、水源のかん養、土砂の流出防備、景観の維持、自然環境の保全等に配慮する。

- ② 木材生産以外の産業活動の用に供する場合には、それぞれの利用の形態に応じた管理を行う。

別表 施業方法の体系

施業方法 の区分	育成单層林施業		育成複層林施業		天然生林施業	
	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により单一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業		森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業		主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む）	
施業対象林分	機能類型ごとに定める		同左	同左	同左	法令等で禁伐とする林分及び自然的条件により施業を見合させる林分
現在林種区分	育成单層林		育成单層林 育成複層林 天然生林	育成单層林 育成複層林 天然生林	天 然 生 林	
伐採方法	区分	皆 伐	複層伐 択 伐	択 伐 (間 伐)	択 伐	
	作業方法	保護木及び有用木を保残	単木伐採 列状伐採 群状伐採	単木伐採 群状伐採	単木伐採	
更新方法	区分	单層林造成	複層林造成	天 1 (天 2)	天 2	
	作業方法	新 植 人工下種	新 植 人工下種	刈出し 地表処理 植 込 み		
施業後林種区分		育成单層林	育成複層林		天然生林	